

令和7年4月1日

生徒、保護者の皆様

県立八海高等学校長

徳永 和教

令和6年度の本校いじめ認知件数について（お知らせ）

昨年度、いじめ防止対策推進法はいじめの定義（下記参照）に基づき、本校でいじめ事案として認知した件数は 16 件 です。各事案は解決していますが、解決していない事案（1件）と合わせ継続的に面談、見守りを続けています。

本校のいじめ認知状況等について、ご不明な点がございましたら、学校までご連絡ください。

（参考）

【いじめの定義】

「いじめ防止対策推進法」

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。